

赤塚税務会計事務所通信

財務分析 その3

～損益分岐点の分析～

今回も財務分析の続きとなります。今回は、損益分岐点つまり、いくらの上をあげれば利益が出るのかということを数学チックに分析していきます。これまでの指標とは異なり、少々計算が面倒ですので、こんなものもあるのかと思っていただければ幸いです。

損益分岐点と変動費・固定費

損益分岐点を計算する上では、まず、変動費・固定費というものを理解する必要があります。

変動費とは、売上の増減に伴って増減する費用です。代表的なものとしては、商品や材料の仕入、運送業を営む場合の燃料費、製造業を営む場合の電気代、外注費等が挙げられます。

他方の固定費とは、売上の増減とは関係なく発生する費用です。代表的なものとしては、役員や事務員の人件費、地代家賃、通信費、減価償却費等が挙げられます。

売上－費用＝利益となるのですが、損益分岐点を計算する上では、費用は必ず変動費か固定費のどちらかに分類され、

$$\text{売上} - (\text{変動費} + \text{固定費}) = \text{利益}$$
となると仮定します。

損益分岐点と限界利益

つぎに、限界利益(貢献利益ともいいます。)というものをご紹介します。限界利益とは売上－変動費＝限界利益として算出されます。

固定費は売上に関わらず、毎月一定額がかかるというものですので、この固定費を限界利益で回収しきれた時点が損益分岐点となります。

数式で表すと次のようになります。

$$\text{売上} - (\text{変動費} + \text{固定費}) = \text{利益}$$

この式を展開して固定費を右辺にもっていくと、

$$\text{売上} - \text{変動費} = \text{利益} + \text{固定費}$$

となります。

売上－変動費＝限界利益ですので、これを代入すると、

$$\text{限界利益} = \text{利益} + \text{固定費}$$

となります。損益分岐点とは損益がトントン、つまり利益が0となる時点ですので、限界利益＝固定費となる時点が損益分岐点となります。

損益分岐点の計算例

それでは、ここまでの説明をもとに簡単な計算例をみていきましょう。

ここでは、リンゴを仕入れて売る業者を想定してみます。この業者は、リンゴを1個60で仕入れて、100で販売しています。変動費はこの仕入のみで、固定費は、店舗の家賃と社長の給料の400,000です。

リンゴの販売個数をXとすると、

$$\text{売上} = 100X \quad \text{変動費} = 60X \quad \text{固定費} = 400,000$$
となります。

限界利益=売上－変動費ですので、

$$\text{限界利益} = 100X - 60X = 40X$$
となります。

損益分岐点は限界利益＝固定費となる時点ですので、 $40X = 400,000$ より $X = 10,000$ 個となります。

～裏面に続きます～。

つまり、この業者はリンゴが 10,000 個売れた時点が損益分岐点となり、損益分岐点売上高は、@100 × 10,000 個 = 1,000,000 となります。

損益分岐点分析の限界

損益分岐点は、すべての費用を変動費か固定費に分けられるという前提の上で成り立っています。ただし実際には、すべての費用を変動費と固定費にきれいに分類することはできません。例えば、給

料のうち、基本給部分は固定費としての性格が強いですが、残業代部分については変動費としての性格が強いです。

また、そもそも月の売上の変動が大きい業種については、正確な棚卸計算(原価計算)をしていることが前提となりますので、細かな計算が事実上不可能である場合には、あくまで参考という形で捉えるべきでしょう。

新型コロナウイルス対策情報 (6/28 現在の情報です。)

・家賃支援給付金

詳細な条件や申請方法等については、7月中旬に経産省 HP で公表される予定です。

・持続化給付金 (最大 200 万円の返還不要の給付金)

→申請受付中です。支給対象が拡大されました。(New!)

今年創業の事業者、主たる収入を雑所得や給与所得として申告した個人事業者も対象となる可能性があります。

新コーナー
はじめました!

😊 きときと吉川★ 少しお暇しませんか🍷

ジメジメとした日が続きますね…洗濯物、乾きません。髪の毛、うねります🙄

そんな憂鬱は美味しい物を食べて吹き飛ばしましょう!

今が旬な食べ物…富山県の白エビ!! お気づきでしょうか。見出しのきときと吉川!

きときとって? 富山弁で新鮮なとか活気あるという意味です。なかなか外出ができないこの時期流行りのお取り寄せはいかがでしょうか🍷

今月の税務スケジュール

今月は、

- ・5月決算法人の確定申告・納付月
- ・11月決算法人の中間申告・納付月

また、7/10は源泉所得税の納期特例制度を利用している方の1~6月支払分の源泉所得税の納付期限となります。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市道庭1-3-9

TEL 048-947-0037 FAX 048-947-6667

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします!